

タナフ水力発電計画【ネパール】

施策所管局課 国別開発協力第二課  
 評価年月日 平成 30 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ネパール連邦民主共和国
(2) 案件名	タナフ水力発電計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを 含む	<p>ネパールのタナフ郡において, 河川の水量が減少する乾季においても安定的な発電が可能な貯水池式水力発電所を建設することにより, 電力不足による計画停電の影響が顕著なネパールの電力供給の安定化及び増加する電力需要に対応し, 同国の経済発展, 民生の向上に貢献するもの。</p> <p>案件の内容                      ・水力発電所建設, 水力発電機器調達                      ・コンサルティング・サービス</p> <p>ア 閣議決定日: 平成 25 年 3 月 12 日                      イ 供与限度額: 151.37 億円                      ウ 金利: 0.01%                      エ 償還(据置)期間: 40(10)年                      オ 調達条件: 一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状                      本事業計画当初, 2013 年時点で発電設備出力 762MW に対して, ピーク需要は 1,095MW と大きく需給ギャップが発生しており, 電力不足から計画停電が実施され, 生活及び経済活動に大きな支障をきたしていた。現在においても, 2017 年時点で発電設備出力 968MW に対して, ピーク需要は 1,444MW と依然として需給ギャップは大きいほか, ピーク需要は同国の経済活動の活発化に伴い年率 7~9%増で推移すると予測されており, 高い電力需要が引き続き見込まれることから, 現在も本事業に関する社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状                      コンサルティング・サービスの調達及び入札図書の作成に当初の想定以上の時間を要し, 本体入札時期が遅延したことによって, 事業が開始されていないが, 調達支援コンサルタントの派遣により, 調達の迅速化を図り, 現在, 実施機関と応募企業との間で本体契約に関する交渉を実施中であり, 本体契約後, 2018 年 10 月頃に建設開始すれば, 2024 年頃までに本事業は完了する見込み。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業の進捗を妨げていた要因はまもなく解決する見込みであることから, 引き続き支援を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交換公文</li> <li>・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html</a>)</li> <li>・ 国際協力機構の案件検索 (<a href="http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php">http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php</a>)</li> <li>・ 国際協力機構の事業事前評価表 (<a href="http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html">http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html</a>)</li> <li>・ そのほか国際協力機構から提出された資料</li> </ul>